

○河北郡市広域事務組合理事長及び理事の報酬に関する条例

制定 平成16年3月1日 条例第16号
改正 平成19年3月1日 条例第7号
平成23年2月28日 条例第3号

(報酬)

第1条 理事長及び理事（以下「職員」という。）の報酬は、別表に定めるところによる。

第2条 前条の報酬は、年度末にこれを支給する。ただし、年度途中においてその職についてた場合はその日から、任期満了、辞職によりその職を離れた場合はその日までの分に対して、それぞれ日割計算によって計算した額を、死亡によりその職を離れた場合はその月分の全額を支給する。

(旅費)

第3条 職員が公務のため旅行したときは、別表に定めるところによる。

(支給方法)

第4条 前条に規定するもののほか、職員の報酬及び旅費の支給の方法については、津幡町職員の給与及び旅費の例による。

(規則への委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月1日条例第7号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月28日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第1条、第3条関係)

区 分	報 酬 (年額)	旅 費 の 支 給 額 (津幡町職員の旅費に関する条例(昭和35年津幡町条例第9号)の例による。)
理 事 長	98,000円	町長の旅費相当額
理 事 事	60,000円	町長の旅費相当額